

「情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会取りまとめ（案）」に対する意見募集に対して提出された意見と

総務省及び経済産業省の考え方（案）

（意見募集期間：令和元年6月20日（木）から令和元年7月4日（木）まで）

【意見提出 10件】

No	意見提出者 (順不同)	提出された意見（全文）	総務省及び経済産業省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	一般社団法人 データ流通推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・スライド 22 全体 <p>情報銀行とデータ取引市場の接続要件については、引き続き検討会にて協議いただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全体 <p>検討会による取りまとめに感謝します。</p>	<p>本指針案への賛同意見として承ります。ご指摘いただいた論点については、引き続き、本検討会等の場を活用し、議論を行っていきたいと考えます。</p>	無
2	株式会社マ ネーフォ ワード	<p>【3-③ 提供先第三者からの「再提供」禁止に関する考え方】</p> <p>とりまとめ（案）3-3において、p24の3の事例では、情報銀行と二次提供先との契約が必要とされている。また、p24の4の事例では、例えば公的機関等に情報を提出する場合などが一律に禁止される形態となっている。</p> <p>しかし、この内容は、とりまとめ（案）3において、「情報銀行においてもこうした動きに留意し、データポータビリティについても尊重」という点に反すると思われる。</p> <p>本制度は本人が情報銀行の利用を通じてデータへのコントロールビリティを高める点に主眼があると考えられるので、提供先を前記のような場合については、さらに提供先から情報銀行への一定の報告、本人への情報銀行との契約がないことの説明・同意という対策も行いつつ、再提供先への情報提供を認めるべきではないか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、提供先第三者からの「再提供」について、一定の条件を満たした場合にのみ限定的に認めることとし、取りまとめにおいて、以下の通り、再提供を可能とする条件についての考え方を追加で記載するとともに、指針及びモデル約款にもその旨の追記を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報銀行は、個人起点のデータ利活用を推進するために、個人が信頼できる情報銀行に個人情報の取り扱いを委任することで、個人の情報に対するコントロールビリティを高めることを目的とするものであることから、情報銀行から個人情報を提供された第三者による当該情報の再提供は禁止される（情報銀行は、個人の同意があっても、再提供を行う事業者に個人情報を提供してはならない）のが原則である。ただし、次のような条件を満たす場合には、個人のコントロールビリティが確保され、情報信託機能の認定制度の趣旨を損なうものではないものとして、例外的に提供先第三者による再提供を認 	有

			<p>める（情報銀行は、以下の条件を満たす場合に限り、再提供を行う第三者に対して個人情報を提供することができる）ものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 提供元（情報銀行）は、提供先第三者との契約の中で、再提供について以下の条件を求めること。 <ul style="list-style-type: none"> （１）提供先第三者は、再提供先への提供について、再提供先の業種や事業分類（または会社名）と、その利用目的、提供する個人情報の項目、再提供先に対する個人情報の開示等の請求等の窓口を提供元（情報銀行）に報告すること （２）個人と提供先第三者との間に契約が締結され、再提供先への第三者提供については、個人情報保護法第23条第1項に基づき、提供先第三者が個人から同意取得すること （３）再提供先からの更なる第三者提供は認められないこと 再提供先における個人情報の取扱いが、提供元（情報銀行）を介した個人のコントロールABILITYの範囲外であるところ、提供元（情報銀行）は、個人に対して、提供先第三者から再提供先へ当該個人情報の第三者提供を行うこと及び当該再提供先（業種や事業分類でも可、例：「金融分野のアグリゲーションサービス」）を明示すること。再提供については個人により選択可能とし、かつデフォルトオフにすることが望ましい。個人が提供元（情報銀行）側のUIで再提供を可とする場合、個々の再提供先への提供については、提供元（情報銀行）が個人から同意を取得する必要はない。 再提供の必要性、すなわち、個人が提供先第三者及び再提供先のサービスを利用すること及び提供先第三者において情報銀行から受け取った個人情報について付加や加工をすることにより再提供先のサービスが可能・有効となるものであることを前提とする。（例：金融分野のアグリゲーションサービス等） 	
--	--	--	--	--

			※ 認定団体は、提供先第三者の基準が実質的に遵守されるよう（再提供先のセキュリティ、プライバシーに係る体制を確認する等）確認することが望ましい。	
3	一般社団法人 日本経済団体連合会	<p>【全体】 本人のコントロール性を高め、個人データの流通・活用を促進させることが情報銀行の主たる目的であることから、事業者間の競争環境を整備するという視点を持って認定指針の策定・運用を行うべきである。</p>	本検討会においても、個人が情報銀行を比較し、より条件のよい情報銀行を選択することが可能となるよう、情報銀行に関する必要な情報について透明性を高めることが必要との意見があったところであり、その観点を踏まえ、見直し後の指針の中の認定基準において、「個人による情報銀行の選択に資する情報（当該情報銀行による個人への便益の考え方、他の情報銀行や事業者にデータを移転する機能の有無など）を公表すること」との追記を行っています。	有
		<p>【全体】 とりまとめ（案）に記載の事項についての明確化を図るべきである。 （例） ・「判断できる能力を有している」未成年 （1－③ 未成年等の制限行為能力者が情報銀行を利用する場合） ・「対価の設定に必要な情報」 （2－① 個人情報提供の対価）</p>	<p>取りまとめ（案）に記載の事項については、見直し後の指針において具体化を図っています。 （例） ・（1－③ 未成年等の制限行為能力者が情報銀行を利用する場合） →指針スライド18において、未成年等の制限行為能力者が情報銀行を利用する場合について追記 ・（2－① 個人情報提供の対価） →指針スライド12において、個人に対し明示すべき内容として「事業による便益」を明示</p>	
		<p>【全体】 検討会においては、事業者に対して法規制を上回る取り組みを一律に求めるのではなく、事業者の自由度を増やし消費者の選択の幅を増やす方向で議論を進めるべきである。 （例） 情報銀行が個人情報を匿名加工情報や統計情報として加工して他社に提供する場合に、「加工して提供するという旨やこれによる個人の便益について、個人に対して明らかにすることが必要である。」としている。（1－④情報銀行における個人情報の加工）</p>	「認定基準」は、一定の水準を満たす「情報銀行」を民間団体等が認定するという仕組みのためのものであり、当該認定によって消費者が安心してサービスを利用するための判断基準を示すものです。 個人情報の提供による便益を個人が受け取るという情報銀行の考え方を踏まえると、情報の加工とこれによる個人の便益について、個人に対して明らかにされることが必要と考えます。このような考え方にに基づき、見直し後の指針の中では、情報銀行が個人に対して明示すべき事項として、「統計情報・匿名加工情報に加工して提供する場合はその旨」を認定基準に追記したところ です。	

	<p>【1-⑦ 提供先第三者の選定】 今後、情報銀行の実務の進展を踏まえ、「認定基準に準じた扱い」とするケースを増やすことも含め、不断の見直しを行うべきである。</p>	<p>頂いたご意見は、今後の検討の際に参考とさせていただきます。</p>	
	<p>【1-⑧ 認定の対象とする個人情報の範囲】 「健康・医療分野の要配慮個人情報」を、本人が納得するかたちで活用することは、本人も含めた社会全体に便益をもたらすものであり、情報銀行の枠組みで取り扱うことが強く期待されている。今後、関係者と慎重かつ丁寧な議論を行い、「健康・医療分野の要配慮個人情報」の望ましい活用のあり方、情報銀行における取扱いについて早急に検討すべきである。 「教育分野の要配慮個人情報の取り扱いについても、…」との記述は、個人情報保護法において教育分野固有の要配慮個人情報が規定されているかのような誤解を招く懸念がある。「教育分野で情報銀行を活用するうえで、心身の機能障害や健康診断結果等の要配慮個人情報を取り扱う場合についても、…」などに表現を改めるべきである。</p>	<p>健康・医療分野の要配慮個人情報については、本検討会に設置された「健康・医療WG」で検討を行った結果、賛否両論の意見が寄せられ、引き続き展開を注視していくこととされています。</p> <p>教育分野の要配慮個人情報に関するご意見については、ご指摘を踏まえ、以下のように修正します。</p> <p><u>教育分野における個人情報の取り扱いについても、今後、情報銀行の仕組みを活用したいとの要望があったことから、情報銀行を活用するにあたっての要配慮個人情報の取り扱いについて、ニーズの具体化を踏まえた対応を行う方向で引き続き検討する。</u></p>	
	<p>【2-③ データ倫理審査会】 利用者たる個人の視点で情報銀行の事業内容や運営状況を審議する「データ倫理審査会」の趣旨には賛同する。しかし、その役割への期待と責任の大きさに対し、審議事項が広範に過ぎることが懸念される。審査会で必ず審議すべき事項や、情報銀行から報告されるべき事項の整理をすべきである。</p>	<p>データ倫理審査会に関する事項については、検討会の議論を踏まえ、認定指針に追記を行ったところであり、データ倫理審査会が審議すべき事項については次のとおりとしております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人と情報銀行の間の契約の内容 ・情報銀行の委任した個人情報の利用目的 ・個人による情報銀行に委任した個人情報の第三者提供に係る条件の指定及び変更の方法（U I） ・提供先第三者の選定方法 ・委任を受けた個人情報の提供の判断 <p>これに加え、認定団体においても、データ倫理審査会の役割について一定の共通認識が醸成されるよう、取り組んでいくものと考えております。</p>	

4	一般社団法人 日本IT団体連盟 情報銀行推進委員会	<p>日本IT団体連盟情報銀行推進委員会においては、「情報信託機能の認定に係る指針ver1.0」を踏まえ、「情報銀行」認定等の事業を実施しているところ、先般、第1弾として、2事業者に対するP認定を決定したところである。このタイミングにおいて、「情報銀行」エコシステムの発展を更に推進する観点から、当該指針ver1.0の見直しを含む本検討会のとりまとめが行われることを歓迎したい。</p> <p>今後、当委員会としては、本とりまとめを踏まえ、総務省及び経済産業省をはじめ、IT総合戦略室等の関係機関と連携しつつ、本年秋頃を目途に「『情報銀行』認定申請ガイドブックver1.0」の見直しを行うとともに、「情報銀行」に関する生活者への普及啓発等を通じて、「情報銀行」エコシステムの更なる発展に取り組んでいきたい。</p>	本指針案への賛同意見として承ります。	無
5	一般社団法人 全国銀行協会	<p>【1-① 情報銀行の定義・考え方】 個人が事業者サービスを申し込む際に、当該個人の同意を得て事業者がゲートウェイ経由で他の事業者にアクセスして個人の情報を取得することを可能とする機能をゲートウェイが提供する場合、ゲートウェイはあくまでも事業者間で個人の情報を伝達・連携する機能を有するのみで、ゲートウェイそれ自体では個人の情報を保持しないことから、当該ゲートウェイは「情報銀行」の定義のうち、「個人に関する個人情報を含むデータを管理」する者にあらず、「情報銀行」には該当しないと考えるよいか。</p> <p>【1-④ 情報銀行における個人情報の加工】 「認定指針においてもこのこと（匿名加工情報や統計情報として加工して第三者提供がなされること）について個人から事前に同意を得ることは必須ではないが、個人情報の提供による便益を個人が受け取るという情報銀行の考え方を踏まえると、加工して提供するという旨やこれによる個人の便益について、個人に対して明らかにすることが必要である」としているが、「情報利活用の</p>	<p>ご認識のとおりです。</p> <p>見直し後の指針においては、個人情報の提供による便益を個人が受け取るという情報銀行の考え方を踏まえ、情報の加工とこれによる個人の便益について明らかとなるよう、情報銀行が個人に対して明示すべき事項として、「統計情報・匿名加工情報に加工して提供する場合はその旨」を認定基準に追記したところですが、本人への明示方法等を含めた具体的な運用については、各事業者において、事務処理上の負担等を勘案の上、対</p>	無

		<p>推進」との両立に向けて、本人への明示方法等について、事業者の負担等も勘案しつつ検討していくべきではないか。</p> <p>【1-⑦ 提供先第三者の選定】 情報提供先がPマークなどを取得していない場合、認定基準に準じた扱いとする例外として「情報銀行の監督下で、提供先からPマーク・・・を取得している者に個人情報の取扱いを全て委託させる」とあるが、Pマーク等を有しない提供先がPマークを有する委託先を個人情報保護の観点から責任を持って管理監督できるとは考え難く、当該例外扱いは削除されるべき。</p> <p>【3-③ 提供先第三者からの「再提供」禁止に関する考え方】 個人情報保護法第23条第1項に定める、本人の同意無く、第三者提供が可能なケース（例：法令に基づく場合）の再提供も許容（明確化）すべき。</p> <p>【4. 「信用スコア」の取扱い】 『信用スコア』を扱う場合は、個人にとって不利益な利用とならないよう、留意する必要がある」と原則を定めているが、信用スコアの低さゆえに借入ができないといったような場合も不利益にあたるのか。仮にそうであれば、本記述は削除または「<u>不当</u>に不利益な利用とならぬよう」等に修正すべき。</p> <p>【その他】 「第三者が保有する個人情報を情報銀行に収集する場合」の整理・検討も進めて欲しい。</p>	<p>応されるものと想定しております。</p> <p>ご指摘の「情報銀行の監督下で、提供先からPマーク・・・を取得している者に個人情報の取扱いを全て委託させる」場合については、提供先はPマーク等の取得の有無にかかわらず、個人情報保護法第22条に基づき、委託先に対する監督義務を負っており、加えて、当該委託は認定を受けた情報銀行の監督下で行われることとすることで、適切な管理監督に万全を期しているところです。当該対策を講じた上で、それぞれのケースにおいて求められる情報セキュリティ・プライバシーに関する具体的基準を提供先が遵守していると認められる場合には、「認定基準に準じた扱い」であることができるものです。</p> <p>法令に基づく場合など、個人情報保護法第23条第1項に規定する場合は、本人の同意を得ないで個人データを第三者に提供することが可能です。</p> <p>情報銀行は、「個人のためにデータを活用する」ことが原則となります。そのため、認定情報銀行において「個人にとって不利益な利用とならないよう、留意」すべきことは重要であり、「不当な不利益」といった限定を付することは適当ではないと考えます。何が「不利益な利用」にあたるかについては、就職や入学のような重要な選択における利用が典型ですが、それ以外の利用につきましては、今後の議論の中で明らかにされるべきものと考えます。</p> <p>頂いた御意見は、今後の検討の際に参考とさせていただきます。</p>	
6	日本電気株	【1-⑧ 認定の対象とする個人情報の範囲】	要配慮個人情報の取扱いについては、今後、本検討会等	無

<p>株式会社</p>	<p>「■指針Ver1.0で認定対象外となっており、今後の取扱いには継続検討とするもの」として、要配慮個人情報が増えられている点 意見： 要配慮個人情報は、オプトアウト手続による第三者提供を認められないため、包括的同意により第三者提供を行う情報銀行が取り扱わないデータとしたと理解しています。しかし、「個別的な同意を取得するケースのうち情報銀行が比較的大きな役割を果たすものについても認定の対象とした」(P6)ことや、すでに要配慮個人情報を取り扱っている取り組みもあることから、要配慮個人情報を「個別的な同意」に基づいて第三者提供を行う情報銀行については、認定の対象としてもよいのではないかと考えます。</p>	<p>の場を活用し、継続的に議論を行っていきたいと考えており、頂いた御意見は、今後の検討の際に参考とさせていただきます。</p>	
	<p>【1-⑧ 認定の対象とする個人情報の範囲】 「健康・医療分野の要配慮個人情報を取り扱う「情報銀行」を認定することについて健康・医療データWGで件とした結果、賛否両論の様々な意見が寄せられ、引き続き展開を注視していくこととされた」 意見： 健康・医療分野の要配慮個人情報の取扱いに関する今後の具体的な検討スケジュールの提示を望みます。</p>	<p>健康・医療分野の要配慮個人情報の取扱いに関する検討の具体的なスケジュールは、現時点では未定です。</p>	
	<p>【1-⑧ 認定の対象とする個人情報の範囲】 「クレジットカード番号を保有する場合は業界ルール(PCI DSS)が存在し、クレジットカードの加盟店においてもクレジットカード番号の非保持化が求められるなど、適切な取扱いが求められることから、情報銀行においても当然これらを遵守する必要がある」 意見： 情報銀行がデータの取扱いに関する業界ルールを遵守するために、業界ルール等が存在するデータについては、データと業界ルール、ガイドライン等の対応関係を認定団体において整理し、公表することを望みます。</p>	<p>本指針では、民間団体による任意の認定制度を想定しており、情報銀行が取り扱うデータと、業界ルールやガイドライン等との対応関係の整理等については、認定団体における自主的な取り組みに委ねられているものと考えます。</p>	

		<p>【3-① 情報銀行間の連携】 「データ形式や伝送方式の標準化についても、国や認定団体などにおいて取り組むことが期待される。」 意見： 情報銀行間の連携やデータ流通を促進するため、標準語彙や標準コードの採用の促進が望まれます。情報銀行事業者が円滑にその標準等を取り入れるためにも、標準化検討のロードマップ提示や取り組みへの主導をお願いします。</p>	<p>今後、情報銀行の普及に伴い、情報銀行間の連携が期待されるところであり、政府が取り組んでいる「戦略的イノベーション創造プログラム」においても、パーソナルデータ分野の実証研究の一環として、今年度、情報銀行間の連携等に関する実証が行われる予定です。その成果も踏まえ、今後、検討を行っていきたいと考えており、頂いた御意見についても参考とさせていただきます。</p>	
7	情報セキュリティ大学院大学 湯浅研究室 有志一同	<p>【1-⑦ 提供先第三者の選定】 本とりまとめ案では、『「情報銀行」は個人情報を提供する提供先第三者に対して、「情報銀行と同様、認定基準に準じた扱い」を求めること』とし、具体的には、『PマークまたはISMS認証、これらを取得していない場合は「認定基準に準じた扱い」となっております。情報銀行が提供先第三者を選定するための基準が煩雑になると、情報銀行からの提供が容易ではなくなるため、PマークやISMSの認証を受けていると言う形式的な要件を満たすことの確認にとどめるべきと考えます。</p>	<p>情報銀行を通じた情報提供先でのデータの利活用の裾野を広げることで、情報銀行の活用が広がることが期待されます。そのため、見直し後の指針においては、提供先がPマークまたはISMS認証を取得していない場合であっても、情報銀行が当該提供先におけるデータの安全性を確保するための具体的な対策を講じ、提供先における体制と合わせて総合的に「認定基準に準じた扱い」とすることができるよう、限定的な3つのケースについて、指針に追記を行ったところです。</p>	無
		<p>【1-⑧ 認定の対象とする個人情報の範囲】 認定の対象として、指針Ver1.0で対象外となっていた『クレジットカード番号、銀行口座番号、要配慮個人情報』のうち、指針Ver2.0で『クレジットカード番号、銀行口座番号』を認定対象に追加したことを評価いたします。 また、要配慮個人情報は対象外とし継続検討となっていますが、健康・医療データの活用ニーズは強いと考えますが、信条等については「情報銀行」の考え方にはなじまないとも考えます。要配慮個人情報につきましては、一律での検討ではなく、ニーズの高いものを個別の認定対象とできないか検討を進めていただきたいと思います。</p>	<p>本指針案への賛同意見として承ります。 要配慮個人情報の取扱いについては、今後、本検討会等の場を活用し、継続的に議論を行っていきたいと考えており、頂いた御意見は、今後の検討の際に参考とさせていただきます。</p>	
		<p>【3-③ 提供先第三者からの「再提供」禁止に関する</p>	<p>1) 同一事業者内や、同一事業者内の他部門への提供に</p>	

	<p>考え方】 下記の3点に関し、確認させてください。 1) 同一組織内や、同一企業内での提供は、「再提供」に当たらないということで良いでしょうか。 2) ISMSは適用範囲を限定して認証を受けることができるが、情報銀行からISMSの認証を受けた企業内の組織が提供を受けたのちに、同一企業内でISMSの認証を受けていない組織に提供しても「再提供」とならないということによろしいでしょうか。 3) 情報銀行からの一時提供先、二次提供先、提供先、委託先について、海外が含まれますでしょうか。</p>	<p>については、再提供に当たりません。 2) 同一事業者内での情報の提供は「再提供」にあたりませんが、認定基準においては、提供先第三者についても認定基準に準じた扱いを求めており、同一事業者内でISMSの認証を受けていない他部門に提供を行うことは、認定基準に照らして不相当であると考えます。 3) 情報の提供先として、海外の企業等も排除されませんが、個人情報保護法第24条において、外国にある第三者に個人データの取扱を委託する場合には、外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意が必要とされており、本指針においても同法の遵守を前提としております。</p>	
	<p>【3-③ 提供先第三者からの「再提供」禁止に関する考え方】 委託は「再提供」に当たらないとされていますが、個人情報保護法では海外への委託について制限があります。同様の制限が必要ないかを検討いただきたいと存じます。</p>	<p>個人情報保護法第24条において、外国にある第三者に個人データの取扱を委託する場合には、外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意が必要とされており、本指針においても同法の遵守を前提としております。</p>	
	<p>【本指針の対象とするサービス (3) データの収集方法】 下記の2点に関し、意見、および、確認させてください。 意見：「情報銀行」と言いながら、銀行法上の「銀行」以外の者が名称に「銀行」を使用することが禁止されているとの注書きがあります。この制約がありますと、新たに「情報銀行」の業務を行おうとしても、「情報銀行」の名前をつけるケースが少なくなり、「情報銀行」が普及しないと考えます。「情報銀行」はあくまで「情報銀行」であり、銀行法上の銀行とは異なると整理すべきと考えます。また、銀行法の関係で「銀行」の名前を付けるのができないのであれば、「情報信託」とすることで、普及するのではないかと考えます。 確認：「情報バンク」や、「情報トラスト」という商号やサービス名称は使用可能ということで良いでしょうか。</p>	<p>サービス名称については、銀行法及び信託業法において、使用禁止の規定はなく、制約されていません。なお、サービス名称として用いる場合であっても、銀行や信託会社であると誤認されるおそれのないよう留意する必要があります。</p>	

	<p>【本指針の対象とするサービス (3)データの収集方法】 本案では、データの収集方法として、「既に保有しているデータを情報銀行として扱う場合には、新たに個人との間で情報銀行としての契約が必要となる。」とされていますが、既に収集している個人情報を収集する際に取得した個人との同意の範囲が、「情報銀行」として扱う範囲を超えない場合は、改めて契約する必要はないという整理でよろしいでしょうか。 (改めて契約するとなると「情報銀行」としてのデータの収集が進まないと考えます。)</p>	<p>「既に収集している個人情報を収集する際に取得した個人との同意の範囲」がどのようなものであるかによりませんが、利活用される情報の範囲や、利用目的、提供先第三者や個人が受ける便益等について、十分な説明がなされていない場合には、あらためて個人に対して明示の上、同意を取得すべきであると考えます。いずれにせよ、事業主体が他サービスの提供等によって既に保有しているデータを情報銀行として扱う場合には、新たに個人との間で契約が必要になります。</p>	
	<p>【情報信託機能の認定基準 P12 3)ガバナンス体制】 「情報銀行」による組織的な不正・不法行為を防止するためには、不十分と考えます。 現状は、問合せ窓口の設置、プライバシーマーク・ISMS認証の取得、データ倫理審査会による助言しかなく、組織的な不正・不法行為を抑止・牽制することができません。 現在のスキームを基にするならば、認定団体の責務として、「情報銀行」に対する「認可の剥奪」「業務停止」を含む強制力が必要と考えます。 具体的には、認定団体への公益通報制度、認定団体による「情報銀行」の監査・調査、認定団体による「情報銀行」のモニタリング等が必要と考えます。</p>	<p>認定された「情報銀行」が認定基準に違反した場合あるいは個人情報漏洩が起こった場合の対応として、認定団体は認定の留保、一時停止、停止、認定の取り消し、事業者名の公表などを行うこととしています。</p>	
	<p>【情報信託機能の認定基準 P13 事業内容(1)】 「本人確認」について注釈でしか触れられておらず、以下のケースの考慮が不十分と考えます。 1) 「情報銀行」によるデータの増し [例] 存在しない個人情報の販売 2) 「なりすまし」による他人の情報の取得、変更、利用 [例] 芸能人の個人情報を不正取得 3) 「不正データ」によるスコアリング操作 [例] ダミーユーザーを用いたTwitterフォロワーの水増し</p>	<p>頂いた御意見は、今後の検討の際に参考とさせていただきます。</p>	

		増し		
		<p>【『情報信託機能の認定基準 P14 事業内容(2)』 (2)情報銀行に委任した個人情報の提供履歴の閲覧(トレーサビリティ)に関し、「どのデータがどこに提供されたのか」という履歴を閲覧できる」だけではなく、削除されたことが確認ような仕組みが必要と考えます。</p> <p>【全体】 情報銀行の認定を受けるためには、様々な安全管理措置を行うことが必要となっていて、事業者側では大きなコストを要します。一方で、個人情報を収集し、それを第三者に提供することで収益を上げるポイントサービス等は、すでに社会で一般的となっています。そうした状況下では、事業者は、大きなコストを投じて情報銀行の認定を受けるより、既存の方法で個人情報を利活用する方向へ行くものと想定されます。したがって、制度的にメリットを受けられるよう、情報銀行を法制化する必要があると考えます。</p>	<p>頂いた御意見は、今後の検討の際に参考とさせていただきます。</p> <p>情報信託機能を担うビジネスは、現時点では出現したばかりの分野であり、今後の発展が期待されている市場においては、具体的な事例を積み上げ実態に即したルール形成が望ましいとの考えから、本指針では、法制度ではなく、民間団体による任意の認定制度を想定しております。</p>	
8	個人	<p>1-2 情報銀行の提供するサービス例において、個人が情報銀行に対して、個人情報の保管・管理費用を支払う事があるとの事で宜しいでしょうか？</p> <p>4. 「信用スコア」の取扱いにおいて、情報銀行は留意だけすれば良く、実施しなくても認定は取り消されない前提で宜しいでしょうか？</p> <p>4) 事業内容2において、提供先第三者に帰責事由がない場合は、情報銀行が個人に対し損害賠償責任を負わないとの認識で宜しいでしょうか？</p>	<p>・ご認識のとおりです。</p> <p>・取りまとめ(案)においては、利用方法によっては個人に対して不利益をもたらすおそれのある信用スコアについて、一定の取扱い方針を示したものです。</p> <p>・4) 事業内容②に示した、「提供先第三者に帰責事由があり個人に損害が発生した場合は、情報銀行が個人に対し損害賠償責任を負う」との記載は、提供先第三者の行為による損害について情報銀行が責任を負うとの趣旨を示したものであり、それ以外の場合に免責されるとの趣旨ではありません。</p>	無
9	個人	<p>全般的な意見であるが、統計データ・匿名加工情報であっても、複数の情報種や外部情報との突合によって容易に個人の特定が可能なものもあるので(例えば、北海道の人口密度の低いある区域において、当該区域に1人の</p>	<p>情報銀行は、本人が同意した一定の範囲において、本人が、信頼できる主体に個人情報の第三者提供を委任するというものであり、個人情報(すなわち、匿名加工されていない情報)を取り扱うことを前提とした機能です。</p>	無

	<p>利用者のいる通信サービスの利用される端末、利用者の年齢・性別・所属・年収等が「統計データ・匿名加工情報」として第三者又は外部の者に提供されてしまう様な場合などについて。極端な例ではあるが、対象が1人になるまで絞られる様な「統計データ・匿名加工情報」の外部への提供というのはいりうるとい認識でいるべきであると意見をを行う。(…あろう事か、本意見募集対象中においてその記述がなされていないので。国民・市民としてはこの可能性については記述しておくべきであると思われるのであるが。))、情報銀行事業者等においては、その点について意識し、提供する統計データ・匿名加工情報が、適切に統計データ・匿名加工情報として個人の特が不可能な形での扱がなされるようになっていよう留意するよう、記述しておくべきと考える。</p> <p>よって、であるが、資料別添「「情報信託機能の認定に係る指針ver2.0」(案)」4頁目(PDF33頁目)の「本指針の対象とするサービス」の左下部にある「(2)事業で扱うデータの種類」の中の</p> <p>>(統計データ・匿名加工情報に対する個人のコントロールビリティの及ぶ程度については、情報銀行ごとに判断されるべきである。)</p> <p>という記述等については、例えばこの文であれば「情報銀行ごとに判断されるべきである。」の後に、「(ただし、加工された情報であっても情報の照合により個人の特が可能となる場合がある事に留意し、統計データ・匿名加工情報を外部の者に提供する際には適切に匿名性が確保されるようになるよう、またそこで本人の意思が十分に反映されるよう、努めるべきである。)」という様な記述をを行うのが望ましいという意見をを行う。</p>	<p>個人情報を全く扱わない事業については、本指針の対象外です。</p>	
10	個人	<p>頂いた御意見は、今後の検討の際に参考とさせていただきます。</p>	無

	<p>な構造と、私は考えます。例えばですが、日本政府は、「社会保障（ソーシャルセキュリティ）」における「社会保障番号（マイナンバー）」での「運用及び管理」を導入すれば、無駄な財政コストを使わずに済むと、私は考えます。要約すると、日本政府が「情報銀行」等と言う構造を法令での認可する事では、問題が無いと思いますが、日本政府が「情報銀行」等と言う構造を「運用及び管理」する事は、無駄な財政コストが掛かるので、私は反対です。「情報銀行」等と言う構造では、民間企業に委託し、民間企業の「運用及び管理」が厳しく成れば、民事再生法を棄却し、「倒産（破産）」させる事が望ましい事と、私は考えます。要するに、国家とは、国民から「権力（パワー）」を与えられているので、国家は、国民に対し、「奉仕（サービス）」を与える事で、国家は、国民を監督すれば、良いだけの構造と、私は考えます。国家が未来に対し、「国家破綻（デフォルト）」に成るので有れば、それまでの低レベルな日本国家と言う事なので、国民は、堂々と生きれば良い事と、私は思います。</p> <p>※その他、案について全く言及しておらず、案と無関係と判断したため、割愛しました。</p>		
--	---	--	--